

「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全
マネジメント評価）に係る基本的な方針」の改正に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和5年3月2日（木） 11：10～11：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

大臣官房：西本運輸安全監理官 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渡真利、本間、宮田、廣井、佐藤

4. 議事概要

- 大臣官房より、運輸安全確保部会における調査・審議の結果について説明を行った。
 - 運輸審議会委員からは、
 - ① 運輸安全マネジメント評価の実施を公表するとの点について、公表の対象は評価の結果そのものではなく実施の事実自体との説明であったが、それによって利用者に何が伝えられると考えているのか。
 - ② 評価の結果そのものを公表できない理由を改めて確認したい。
 - ③ 評価の実施についての公表は誰が行うのか。国か、事業者か。
 - ④ 運輸安全マネジメント評価を実施した際に、重大な問題が発見された場合については、どう対応するのか。
 - ⑤ 運輸安全マネジメント評価の実施手法に関し、経営トップに対するインタビューについては原案のとおりとするということだが、この意味合いは、現在の基本方針にはその点の具体的な記載自体はないものの、現行の取扱いと同様とするという理解で良いか。
- 等について、意見・質問があった。
- これに対し、大臣官房からは、

- ① 運輸安全マネジメント評価における助言事項等の内容にしっかりと対応頂くことで安全性への寄与・向上が図られることから、評価を実施したという事実だけでも、その情報に基づいて利用者としても一定の判断ができるものと考えている。
- ② 対外的に公表しないことを前提として、社内での具体的な取り組みなどを事業者から聞き取りを行っている。助言等の内容もその情報に基づくものであることから、どのような助言等を行ったかという点についても、公表には馴染まないものと考えている。
- ③ 評価の実施状況については、国が公表する。なお、事業者においても、取組状況について公表できるものは積極的に公表して頂きたいと考えている。
- ④ 法令違反が見つければ、それは監査部門にも共有して別途対応していくことになる。一方で運輸安全マネジメント評価は、PDCA サイクルを導入した安全に対する取組状況を確認し、取組の優れている点は評価し、改善の余地がある点は助言等を行う取組であり、監査とは位置づけが異なる。
- ⑤ その通りである。

等の回答があった。

○ これに対し、運輸審議会委員からは、

- ⑥ 運輸安全マネジメント評価を実施したという事実をもって、利用者に安全性の高い事業者かどうかを判断してもらうためには、制度自体の周知が進むことが前提なのではないか。

等について、意見・質問があった。

○ これに対し、大臣官房からは、

- ⑥ そのとおりである。制度自体の周知にも取り組んで参りたい。

等の回答があった。

○ 令和4年12月8日及び本日の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件事案については、運輸安全確保部会報告書を反映し、一部修正して改正することが適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。